

地域に笑顔を

福祉の身近な相談相手「民生委員・児童委員」

5月12日は民生委員・児童委員の日。子どものことから高齢者のことまでさまざまな相談の問題解決に向け、地域住民に寄り添いながら活動している民生委員・児童委員について紹介します。

圏福祉事務所生活福祉課(福祉総務係) ☎0220(58)5552



地域をつなぐパイプ役 民生委員・児童委員

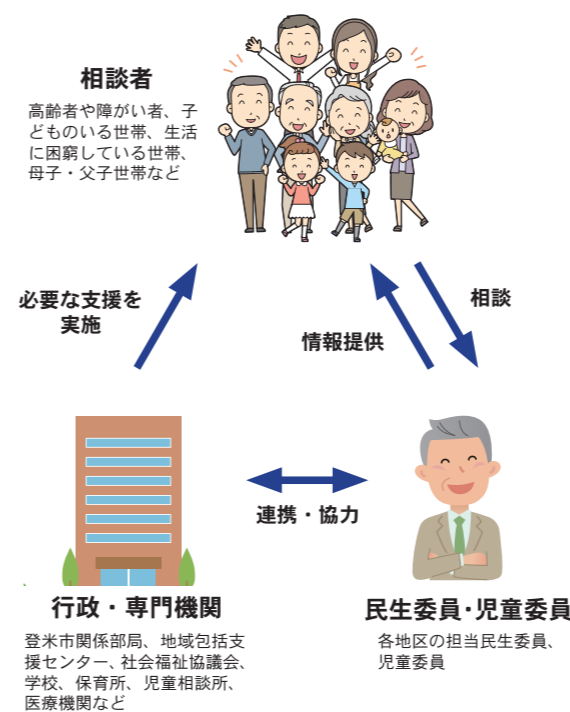
民生委員・児童委員は、厚生労働大臣が委嘱する非常勤特別職の地方公務員で、地域住民の立場になって地域の福祉を担うボランティアです。

委員は、子育てや介護、障がい、生活困窮など、幅広く相談を受け付け、行政や事業所などの専門機関へ相談者をつなぎ、相談者に合った各種福祉サービスの情報を提供。地域住民の福祉向

上のため、さまざまな福祉問題の相談に応じ、誰もが安心して暮らせるように身近な相談役として活動しています。

委員の中には、児童福祉に関する活動を専門に担当する主任児童委員がいます。主任児童委員は、いじめや不登校について学校や教育委員会と話し合ったり、子育て支援センターと連携して育児相談に応じたりするなど、さまざまな機関とのパイプ役として活動しています。

■活動イメージ図



地域の笑顔を見続けるために

2010年から民生委員としての活動を始め、今年で10年目。任期としては4期目になります。

民生委員は、地域の実態を把握し、助けを必要としている人と各関係機関をつなぐことが主な活動です。自分の抱えている問題を解決してくれる場所がどこか分からず、不安を抱えている人は少なくないと思います。ですが、そういった人たちが適切な関係機関につながる、問題解決への手助けをすることが民生委員の役割です。

私は、実態を把握するため、月に2回を目安に担当地域の各家庭を訪問するよ



民生委員児童委員協議会
小橋 三男会長 (71)

多くの人の笑顔へつなぐ民生委員の仕事にやりがいを感じています。これからも自分のできることを続けていきたいと思っています。

民生委員・児童委員への相談は、お住まいの町域の民生委員児童委員協議会事務局(各総合支所市民課内)まで問い合わせください。

- 迫地区民生委員児童委員協議会事務局 ☎0220(22)2213
- 登米地区民生委員児童委員協議会事務局 ☎0220(52)2111
- 東和地区民生委員児童委員協議会事務局 ☎0220(53)4111
- 中田地区民生委員児童委員協議会事務局 ☎0220(34)2311
- 豊里地区民生委員児童委員協議会事務局 ☎0225(76)4111

- 米山地区民生委員児童委員協議会事務局 ☎0220(55)2111
- 石越地区民生委員児童委員協議会事務局 ☎0228(34)2111
- 南方地区民生委員児童委員協議会事務局 ☎0220(58)2112
- 津山地区民生委員児童委員協議会事務局 ☎0225(68)3112

民生委員・児童委員制度Q & A

Q 民生委員・児童委員はどんな人がどのように委嘱されるのか。

A 民生委員法に基づき、地域の実情をよく知り、社会福祉の活動に理解と熱意がある人を地域から推薦してもらいます。推薦を受けた市と県の推薦会の審査を経て、厚生労働大臣が委嘱します。任期は3年で再任もできます。現在、登米市には、227人の民生委員・児童委員が委嘱されています。

Q 民生委員と児童委員は違う人が委嘱されるのでしょうか。

A 民生委員として委嘱されれば児童福祉法に基づき、児童委員も兼ねることとされているため、同じ人が民生委員であり、児童委員になります。

Q 民生委員にはどのような活動がありますか。

A 民生委員・児童委員には、直接電話などで相談することができます。民生委員・児童委員は、常に市民の立場になって相談を受けています。生活に対する悩みや不安、気になることがあれば、気軽に相談ください。地区担当の民生委員・児童委員が分からないときは、お住まいの町域の民生委員児童委員協議会事務局にお問い合わせください。

Q 民生委員・児童委員は問題を解決してくれる人なのでしょうか。

A 民生委員・児童委員の役割は、地域の中で福祉に関する身近な相談役であり、援助を必要としている人を適切な専門機関へつなぐことです。民生委員・児童委員が直接援助することもありますが、問題が複雑だったり困難だったりする場合には、関係する専門機関と連携し、問題を解決する支援者の一人として見守りなどの支援をします。

Q 民生委員・児童委員への報酬はありますか。

A 交通費や電話代、研修費などの活動に要する経費は支給されますが、ボランティアとして活動しているため、活動に対する報酬や給与は支給されません。

Q 主任児童委員とはどのような委員ですか。

A 児童福祉に関する活動を専門に担当する委員です。いじめ、不登校、児童虐待などの相談内容に応じて、地区担当の児童委員の活動をサポートし、関係機関と連携し活動する人です。

Q 相談した内容の秘密は守られるのでしょうか。

A 民生委員法等に基づき、民生委員・児童委員は、職務で知り得た情報や内容の守秘義務がありますので、秘密は必ず守られます。